

# 三木町農業委員会

令和7年3月 定例会議事録

# 三木町農業委員会

## 令和7年3月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 令和7年3月25日  
(会議時間) 14:30～15:23  
(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 17名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

## 事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長

### (1) 農地法関係

#### (別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### (2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

### (3) 農地転用に係る地域計画変更申出について

14時30分 開会

- 事務局 ただいまから、3月の農業委員会定例会を開会いたします。本日藤澤委員より欠席のご連絡をいただいております。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。本日の議事録署名委員につきましては、原内委員さんと森委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長、議事進行よろしくをお願いします。
- 会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。  
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 それでは地区担当の農業委員の方、補足説明がありましたらお願いします。
- 地下委員 1番ですが、相続人不存在で国のものになっていたところを近所に住んでる●●さんが農地を購入し、新規就農に至りました。
- 会長 2番は私のところで、譲渡人の●●さんが親から相続した田で、持て余していたところ、譲受人の要望により売買に至りました。
- 溝淵常雄委員 3番は、●●さんの耕作していた農地ですが、名義が異なっていたため競売にかけ、譲受人が取得したようです。
- 原内委員 4番は、譲渡人の体調不良により耕作不可となっていた農地で、耕作者を探していたところ、譲受人より話があり、取得に至ったようです。
- 会長 それではこの4件についてご質問のある方いらっしゃいますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号及び第3号、農地法4、5条による許可申請について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。  
【議案第2号及び第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 本件は現地調査に行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

- 沖藤委員 それでは、現地調査の報告を行います。  
3月分の農地法関連の申請について、去る、令和7年3月13日（木）の午前9：00から4条申請2件、5条申請2件の計4件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、平井委員、私（沖藤委員）、事務局1名の計5名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。  
現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1・2です。どちらの案件についても、農地転用の許可を得ることなく、長年にわたり造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響がないようでしたので、特に問題はありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。
- 会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。
- 鈴木委員 5条申請の2番ですが、特に問題はありませんでした。
- 会長 5条の1番ですが、併用地はすでに更地となっております。
- 会長 議案第2号、3号について質問のある方いらっしゃいますか。
- 委員一同 （質問なし）
- 会長 では採決に移りたいと思います。議案の第2号農地法第4条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農地法第5条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼します。それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。  
【番号8番から朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 説明ありがとうございました。  
新規物件はですね、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。
- 委員一同 （質問なし）
- 会長 それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、

審議事項が終わったので次に報告事項が1点あるようです。事務局より報告をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号農地法第18条6項の通知について説明します。

【報告第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告事項ですが、何かご質問はございますか。

会長 番号1は、解約事由が転用となっているが、今回の定例会には出ていないか？

事務局 今回は出ておりません。住宅が建つ予定となっております。

会長 分かりました。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 （質問なし）

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。

それでは香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。

令和7年2月分について、農地法第4条につきましては、香川県が0件、三木町分についても0件です。農地法第5条につきましては、香川県が16件、86545.00㎡、三木町は0件でございます。2023年について県全体の説明農地法第4条につきましては、香川県が0件、三木町分についても0件です。農地法第5条につきましては、香川県が16件、86545.00㎡、三木町は0件でございます。続きまして、農地転用に係る地域計画変更申出について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、お手元の資料をご確認ください。表題1の資料より説明させていただきます。

【資料朗読（別紙のとおり）】

以上になります。ご質問がある方がいらっしゃいましたら、よろしくをお願いします。

溝渕副会長 申請人は所有者になるのか？

事務局 基本的には行政書士等の業者より申請いただきます。

会長 4条、5条のように農業委員の確認シートはないのか。

事務局 ありません。

会長 ということは、農業委員経由ではなく、直接提出するのか。

事務局 はい、転用の相談に来たタイミングで提出いただきます。。

会長 業者は把握しているのか。

事務局 行政書士会を通して、県職員より説明しております。また資料についても、行政書士会および土地家屋調査士会に送付しており、町ホームページにも様式等アップロードしております。

会長 申請を受けて2か月後に転用申請となるのか。

事務局 はい、最短で2か月後より申請可能となります。申請のあった案件は、定例会で説明さ

せていただき、2か月後に申請を定例会にかけるといった流れになります。

古市委員 農振除外についても同様か。

事務局 除外申請と同時に申請いただき、除外後に転用申請となります。

事務局 補足ですが、無断転用については、地域計画から外しておりますので、申請は必要ありません。

古市委員 地域計画は全農地が対象か。

事務局 はい。そうです。

沖藤委員 担い手が紐づいていない農地についてもか。

事務局 はい。そうです。

古市委員 一時転用についても同様か。

事務局 一時転用については申請不要です。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 (意見なし)

会長 それでは以上で審議を終わりたいと思います。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。

【行事予定について通知】

連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会3月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15時23分 閉会